新しく正確な地図の作成事業について

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治期に作成されたものであり、土地の筆界や形状が現地と一致していないものが存在する等、取引や公共事業等において支障が生じる場合があります。

そこで、法務局では、実施地区内の全ての土地の調査を行い、現地復元性のある、より精度の高い地図（不動産登記法第１４条第１項に定める地図）を作成します。

つきましては、地権者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

実施地区

（右図参照）

宮津市の一部

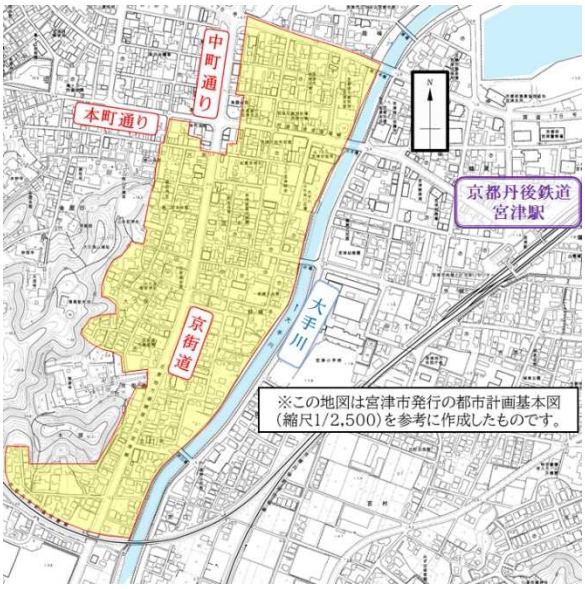

実施機関

◎計画機関
京都地方法務局

◎作業機関
一般社団法人中央公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

地図作成の効果

土地の位置・筆界は、座標で管理され、高精度で特定されます。

境界トラブルを未然に防止することができます。	土地の売買等の場合に改めて測量する必要がなくなります。	災害等で土地の筆界が不明になっても地図に基づいて復元することができます。

作業スケジュール

令和7年9月頃～	基準点設置・測量	実施地区内の道路上に、新たに基準点を設置します。
令和8年3月頃	立会依頼書の送付	各地権者様に、現地調査についての依頼文書を郵送します。
令和8年4月頃～	各土地の現地調査	筆界の確認のため、地権者の皆様のお立会いをお願いします。
令和8年4月頃～	各土地の測量	事前に立入りのご了承をいただければ、お立会いは不要です。
令和8年12月頃	縦覧・異議申出	作成した地図を閲覧することができる縦覧会を開催します。
令和9年3月頃～	登記	新たに地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

【お問合せ】〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶33－2（京都地方法務局宇治支局3階）
京都地方法務局 不動産登記部門 地図作成計画機関事務所
［電話］ 0774-25-5011 （9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く））